

福生市教育委員会会議録

令和元年第11回定例会

- 1 開催年月日 令和元年11月22日（金）
- 2 開始時刻 午後3時00分
- 3 終了時刻 午後5時02分
- 4 場 所 市役所第二棟4階 第1委員会室
- 5 出席委員 教 育 長 川 越 孝 洋
委 員 渡 辺 浩 行
委 員 加 藤 孝 子
委 員 坂 本 和 良
委 員 野 口 哲 也
委 員 新 藤 美 知 子
- 6 欠席委員 なし
- 7 出席者氏名 教 育 部 長 中 岡 保 彦
参事兼教育指導課長 神 田 恭 司
教 育 総 務 課 長 中 島 雅 人
教 育 支 援 課 長 細 谷 幸 子
学 校 給 食 課 長 荻 島 正 義
生 涯 学 習 推 進 課 長 菱 山 栄 三 郎
ス ポ ー ツ 推 進 課 長 矢 ヶ 崎 冬 木
公 民 館 長 佐 藤 克 年
図 書 館 長 森 田 雅 枝
教 育 施 策 担 当 主 幹 酒 見 裕 子
指 導 主 事 重 末 祐 介
指 導 主 事 古 川 裕 平
- 8 傍 聴 人 1人

9 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 教育長報告
- 日程第 3 議案第 56 号 学校給食センターにおける運営方式の変更について
- 日程第 4 議案第 57 号 福生市の一般職の職員の分限に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について
- 日程第 5 議案第 58 号 福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について
- 日程第 6 議案第 59 号 福生市体育施設条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について
- 日程第 7 議案第 60 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例に対する意見聴取について
- 日程第 8 議案第 61 号 福生市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例に対する意見聴取について
- 日程第 9 議案第 62 号 令和元年度福生市一般会計補正予算（第 6 号）の原案中教育に関する部分に対する意見聴取について
- 日程第 10 議案第 63 号 福生第三小学校防音機能復旧（復機）工事（空調設備）請負契約に対する意見聴取について
- 日程第 11 議案第 64 号 専決処分承認を求めることについて（令和元年度福生市一般会計補正予算（第 5 号））の意見聴取について
- 日程第 12 議案第 65 号 福生市立学校非常勤職員規則の一部規制について
- 日程第 13 議案第 66 号 福生市教育振興基本計画 第 2 次の策定に伴う福生市生涯学習推進計画の廃止について
- 日程第 14 報告第 29 号 平成 31 年度全国学力・学習状況調査結果リーフレットについて
- 日程第 15 報告第 30 号 令和 2 年度福生市立学校教育管理職の配置構想案について
- 日程第 16 協議事項 2 福生市教育振興基本計画 第 2 次（案）について
- 日程第 17 その他報告事項

午後3時00分 開会

教 育 長 それでは、ただいまから令和元年第11回福生市教育委員会定例会を開会いたします。よろしくお願いいたします。

まず、日程についてお諮りいたします。日程第15、報告第30号、令和2年度福生市立学校教育管理職の配置構想案につきましては、人事案件のため、福生市教育委員会会議規則第8条の規定に基づき、これを公開しない会議とし、日程第16、その他報告事項の後に報告を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、報告第30号は公開しない会議とし、その他報告事項の後に審議及び報告することといたします。

これより本日の会議を開きます。

日程に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

福生市教育委員会会議規則第19条の規定に基づき、渡辺浩行委員、新藤美知子委員の兩名を署名委員として指名いたします。

次に、日程第2、教育長報告を行います。教育長報告を各担当部長より申し上げます。

初めに、教育部長よりお願いいたします。

教 育 部 長 それでは、私から日程第2、教育長報告をさせていただきます。お手元のA3判のカレンダーの資料をご覧ください。

まず、福生市でございます。10月27日にふれあいフェスティバルが行われました。こちらにつきましては産業祭、健康まつり、文化祭を兼ねたイベントでございますが、それぞれ健康まつりにスポーツ推進課、文化祭には公民館が関与してございます。

次、教育総務課でございます。ご覧のとおり本日も第七小学校の学校訪問について、ありがとうございました。その他会議、式典等に御参加をいただきましてありがとうございます。

続きまして、学校給食課でございます。一番上の18日からでございます。小学校の社会科見学等、各学校において、各期間に実施しております。また、食育センターの施設見学について、ベトナムやサウジアラビアなど海外からもございます。国内外問わず参っております。それから、市内においても小規模福祉活動など、防災関係で施設見学をしていただいております。

す。

次に、生涯学習推進課でございます。11月2日、東京都より、学校活動支援団体等に対する感謝状の贈呈ということで、市の児童育成に貢献したということで、福生天王囃子保存会、またその隣のスポーツ推進課でございますが、11月4日に、東京都スポーツ功労を、森田雅樹体育協会の副会長そして、バドミントン連盟がそれぞれ受賞され、つい先ほどですが、市長と教育長に表敬訪問ということで、いらっしゃり、報告がありました。

続きまして、公民館でございます。公民館につきましては、市民文化祭が10月26日から11月16日の間で開催されてございます。11月2日に開場式が行われております。

最後に、図書館でございますが、この期間におきましても多くの事業を実施しておりまして、延べ709名の市民の方がこの事業に参加をいただきました。

私からは、以上でございます。

教 育 長
参事兼教育指導課長

次に、参事より報告いたします。

それでは、2枚目A4版の資料をお開きください。学校教育に関する所管事務について御報告申し上げます。7点でございます。

1点は、小学校名栗自然教室でございます。それぞれ1泊2日の行程で無事行ってまいりました。福生第二小学校につきましては、台風19号により延期して実施をいたしました。これにて今年度の名栗自然教室が全て終了となりました。

2点は、くまがわ宿泊行事です。高尾方面に出かけ、無事に終了しております。

3点は、中学校の合唱コンクールです。福生第一中学校、第二中学校、第三中学校の順に行われました。どの学校も美しいハーモニーが会場に響きわたり盛況であったとの報告がありました。

4点でございますが、英検福生モデルの2次試験がそれぞれ行われました。1次合格者につきましては、5級から準1級まで、こちらに示してあるとおりでございます。

5点は、小学校文化的行事についての御報告でございます。11月15、16日で、こちらに示してありますように、全小学校で実施いたしました。どの学校も多くの参観者を得ての展示、発表等が行われたとの報告がありました。

6点は、道徳授業地区公開講座です。福生第一小学校から、お示した

日程で学校公開とあわせて実施をいたしました。

7点は、行事等当面の予定についてです。中学校東京駅伝大会についてです。福生選抜チームをつくるための選考会を実施し、選手の選考が行われ、今後は合同練習を実施してまいります。12月9日、もくせい会館において結団式が行われます。大会当日は、令和2年2月2日、味の素スタジアムの中にありますアミノバイタルフィールドをメインスタンドに実施となります。教育委員の先生方、どうぞ御声援のほどお願い申し上げます。

最後に、福生市小学校音楽会が来週29日、福生市民会館もくせいホールにて行われます。

以上でございます。

教 育 長 以上、報告は終わりました。質問等がございましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。特にございませんか。よろしいですか。

私から1点補足いたしますけれども、参事から報告がありました中学生東京駅伝について、先日の都市教育長会において東京都から、この大会については令和2年度の大会をもって終了としたいという旨の話がございまして、今後については別の事業を拡大していくことやオリンピック・パラリンピックのレガシーとして、体力向上については継続して進めていくという報告もあったところでございますので、あわせて補足しておきます。

何か御質問等ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようでございますので、教育長報告を終わります。

次に、日程第3、議案第56号、学校給食センターにおける運営方式の変更についてを議題といたします。

学校給食課長より内容説明をお願いいたします。

学校給食課長 それでは、日程第3、議案第56号、学校給食センターにおける運営方式の変更について、提案理由及び内容を御説明いたします。

資料をご覧ください。1の現状でございますが、学校給食センターは平成29年9月に防災食育センターにおいて稼働を開始し、市内全小・中学校10校に学校給食を提供しております。運営形態については、下のイメージ図をご覧ください。赤色部分の通常給食約4,000食の調理業務及び施設等の維持管理業務等については、市の直営、青色部分の食物アレルギー対応給食調理業務、配送業務、学校における配膳業務については業務委託を現在実施しております。このうち、赤色の部分について包括的な業務委託を

実施いたします。青色の部分の委託につきましては、3年間の契約期間が令和2年7月末まで残っておりますため、令和2年度については契約が併存する形になります。

2の委託化検討の経緯でございます。今後、学校給食センターにおいて、学校給食の提供業務を長期的に安定させるためには、運営方式を合理化し、令和2年4月より業務全般について包括的な業務委託を行う必要がございます。委託化した場合、正規調理員9名について人事異動による配置転換を実施する必要がございますが、令和元年7月9日に職員組合に対し、学校給食センターにおける通常給食調理業務の委託化について正式に提案を行い、11月7日に妥結いたしました。なお、パート調理員50名につきましては、今後本人の意向を確認した上で、委託会社への転籍ができるよう最大限配慮を行い、また委託をした場合においても現在の品質を維持できるように万全を期してまいりたいと考えております。

3の実施予定日でございますが、令和2年4月1日を予定しております。

4の補正予算の内容でございます。令和2年4月から委託化を実施するためには、令和元年度中に債務負担行為を設定する必要がございますため、債務負担行為限度額2億1,879万円を12月議会に上程する予定でございます。

5のスケジュールでございますが、令和2年度については食物アレルギー対応給食調理等業務委託が令和2年7月末まで残っておりますため、4月から1年間学校給食調理業務と施設の維持管理業務についての委託を行い、令和3年度以降については全ての業務を統合し、複数年の業務委託契約を実施していく予定でございます。

最後になりますが、今回上程している公会計の場合と同様、給食センター運営審議会にも御理解、御了承いただいております。保護者や市民に新たな負担が生じないよう、制度設計に努めてまいります。

大変雑駁ではございますが、説明は以上でございます。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑等ありましたらお願いいたします。

坂 本 委 員 裏のスケジュールを見ると、令和3年度からただ委託と書いてあるのですけれども、ここからの委託は競争入札になるのでしょうか。

学校給食課長 令和3年度4月以降の予定でございますが、現在契約部署、財政部署と長期継続契約で行うか債務負担行為で行うかを協議しておりまして、いずれにいたしましても役務の提供の長期契約になりますので、3年ないし5年の長期契約になるかと思っております。御指摘の契約方法につきましては、競

争入札を原則とし、その際の事情を考慮して決定してまいりたいと思っております。

以上でございます。

坂本委員 今お話あったように、委託契約する場合は競争入札が原則であり、随意契約というのはかなり限定されると思うのですけれども。今回の場合2億からの債務負担行為ということなのですが、これは随意契約で大丈夫なのでしょうか。

学校給食課長 こちらにつきましては、12月議会に上程する際に、随意契約を今軸に調整を進めておるところでございます。随意契約につきましては、種々制約がございますが、地方自治法にのっとりまして、競争入札に付することが不利と認められるという理由を付しまして、競争入札でなく随意契約としたいということで現在検討してございます。いずれにいたしましても、福生市の競争入札参加業者等審査会というのがございまして、そちらにお諮りいたしまして決定されるという形でございます。

以上でございます。

教育長 よろしいでしょうか。ほかにございますか。よろしいですか。それでは、ないようでございますので、質疑を終わります。お諮りいたします。議案第56号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 異議なしと認めます。よって、議案第56号は原案のとおり可決することといたします。次に、日程第4、議案第57号、福生市の一般職の職員の分限に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取についてを議題といたしますが、日程第5、議案第58号と内容に関連がありますので、一括して事務局より説明をいたしますので御了承いただきたいと存じます。なお、採決につきましては1件ずつ採決をさせていただきます。

教育総務課長より内容の説明をお願いします。

教育総務課長 それでは、議案第57号、福生市の一般職の職員の分限に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について及び議案第58号、福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取についての提案理由並びに内容につきまして、関連がございますことから、一括にて御説明をさせていただきます。

5ページ及び11ページにそれぞれ提案理由がございますが、地方公務員

法の一部改正に伴いまして、引用する規定を整理することなどについて、市長から7ページから16ページの資料のとおり意見を求められましたので、本議案を提出するものでございます。

別冊の議案第57号―2資料で御説明をしたいと思います。1ページをお願いいたします。改正の趣旨でございますが、記載の各条例の一部改正につきましても、成年被後見人等の権利の制限にかかわる措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律によりまして、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、地方公務員法が一部改正されたことに伴いまして、関係する規定の整備を行うものでございます。

次に、改正内容でございます。まず、福生市の一般職の職員の分限に関する条例についてでございます。2ページの新旧対照表をご覧ください。地方公務員法では、法第16条の欠格条項において第1条として成年被後見人または被保佐人を規定しておりましたが、今回の一部改正によりまして、成年被後見人等が欠格条項から削除されたことに伴い、引用規定の整理を行うもので、本条例第5条第1項中、法第16条第2号を法第16条第1号に改めるものでございます。

次に、福生市の一般職の職員の給与に関する条例でございます。別冊資料の3ページ新旧対照表をご覧ください。先ほど申し上げました地方公務員法の欠格条項の削除により、本条例の第11条の2第1項及び第2項第11条の3第2号、第11条の5第1項及び第2項、第20条第6項について、関連する文言を削除するものでございます。

最後に、附則といたしまして、この2つの条例は公布の日から施行しようとするものでございます。

以上説明とさせていただきます。御審議をいただき、原案のとおり御同意いただきますようお願い申し上げます。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

いかがでございましょうか。よろしいですか。どちらも一応地方公務員法の改正に伴うということでございますので、よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、質疑を終わります。

まず、日程第4、議案第57号、福生市の一般職の職員の分限に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取についてお諮りいたします。議案第57号は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第57号は原案のとおり同意することといたします。

次に、日程第5、議案第58号、福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取についてお諮りいたします。議案第58号は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第58号は原案のとおり同意することといたします。

次に、日程第6、議案第59号、福生市体育施設条例の一部を改正する条例に対する意見聴取についてを議題といたします。

スポーツ推進課長より内容の説明をお願いいたします。

スポーツ推進課長 それでは、日程第6、議案第59号、福生市体育施設条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について、提案理由並びにその内容について御説明申し上げます。

資料の17ページをご覧ください。提案理由でございますが、福生市営競技場の使用料の額を改定することについて、市長から別紙写しのとおり意見を求められたので、本議案を提出するものでございます。

初めに、改正の趣旨について御説明いたします。現在グラウンドの人工芝等の改良工事を進めております福生市営競技場の使用料につきまして、平成29年度に策定いたしました使用料・手数料等受益者負担適正化方針に基づき、庁内組織である使用料・手数料等受益者負担適正化検討委員会において見直しを行いました結果、福生市営競技場の使用料については引き上げることが適当との結論に至りましたことから、使用料の金額を改めたいので、本条例の改正を行うものでございます。

続いて、改定内容について御説明申し上げます。別冊資料、議案第57号－2資料の7ページ目でございます福生市体育施設条例の一部改正新旧対照表をごらんください。別表第3、福生市営競技場の使用料につきまして、団体1時間につき1,500円から2,500円に1,000円の引き上げを行うものでございます。

附則でございますが、この条例は令和2年4月1日から施行いたそうとするものでございます。経過措置といたしまして、施行日以後の体育施設の使用については、この条例による改正後の福生市体育施設条例別表第3に定める使用料を納入しなければならないとしております。

以上で議案第59号、福生市体育施設条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。御審議を賜りまして、原案のとおり御決定

をくださいますようお願い申し上げます。よろしくお願いたします。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑等ありましたらお願いたします。

いかがでございましょうか。市営競技場は新たな整備をするわけですが、各近隣自治体等の使用料等との比較も行いまして、このような額で御提示申し上げておりますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

特に御意見がないようでございますので、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第59号は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第59号は原案のとおり同意することといたします。

次に、日程第7、議案第60号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例に対する意見聴取についてを議題といたします。

教育総務課長より内容の説明をお願いたします。

教育総務課長 それでは、議案第60号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例に対する意見聴取について、提案理由並びに内容について御説明を申し上げます。

23ページをお願いたします。提案理由でございますが、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に関する規定を整備し、関係する条例を改正することについて、市長から、25ページから37ページの資料のとおり意見を求められましたので、本議案を提出するものがございます。

別冊の資料9ページをお願いたく存じます。1の改正の趣旨でございますが、本条例は地方公務員法及び地方自治法が改正され、臨時非常勤職員の適正な任用、勤務条件を確保するため、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度が導入されることに伴いまして、福生市におきましても会計年度任用職員の設置に関し、関係する条例の整備を行うものがございます。

別冊資料の11ページをお願いたします。参考までに現行の非常勤職員と会計年度任用職員の比較を資料としてお出ししておりますが、この制度の導入により一般職の職員と同様に期末手当の支給などが受けられるようになります。教育委員会では、用務員ですとか事務職員、心理相談員です

とかスクールソーシャルワーカーといった方々が対象となり、さまざまな職種がございいますが、それらは会計年度任用職員となることとなります。

それでは、改め文の条文に沿いまして、例規ごとの主な改正内容を御説明申し上げます。資料をお戻りいただきまして、別冊資料の9ページをお願いいたします。改正内容が広範囲に及びますことから、こちらの改正内容のポイントをまとめた表に基づきまして例規ごとに説明をさせていただきます。

まず、第1条による改正は、福生市職員の懲戒の方法及び効果に関する条例の一部改正で、会計年度任用職員は一般職の非常勤職員となり、正規職員と同様に分限処分、懲戒処分の対象になりますことから、記載のとおり、引用規定の整備、また会計年度任用職員に関する規定を追加するなど整備をするものでございます。新旧対照表は、12ページに記載がござい

ます。次に、第2条による改正は、福生市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正で、会計年度任用職員に関する規定の追加にあわせて条や項の繰り下げと規定の整備をするものでございます。新旧対照表は、13ページから20ページに記載がござい

ます。次に、第3条による改正でございいますが、福生市職員の育児休業等に関する条例の一部改正で、現行の嘱託職員の育児休業等については、嘱託職員の設置及び任用に関する規定において規定をしておりましたが、会計年度任用職員については市職員の育児休業等に関する条例で整備をするため、育児休業や部分休業等を取得できる者とできない者の規定をするなど、必要事項の整備を行うものでございます。新旧対照表は、21ページから26ページでござい

ます。次に、第4条による改正は、福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正で、年号を令和元年度に改めるとともに、別表第1において福生市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則第2条で定めたものを削除するなど、規定の整備を行うものでございます。新旧対照表は、27ページから33ページでござい

ます。最後に、4の施行日についてでございますが、令和2年4月1日から施行することとし、地方公務員法の改正などによる引用規定の整備や元号の変更については、公布の日から施行しようとするものでございます。

以上、議案第60号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律

の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についての説明をさせていただきます。御審議をいただき、原案のとおり御同意いただきますようお願い申し上げます。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑等ございましたらお願いいたします。
いかがでございましょうか。よろしいですか。国の法改正に合わせてということになりますけれども、よろしいでしょうか。
それでは、ないようでございますので、質疑を終わります。
お諮りいたします。議案第60号は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。
よって、議案第60号は原案のとおり同意することといたします。
次に、日程第8、議案第61号、福生市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例に対する意見聴取についてを議題といたします。

教育総務課長より内容の説明をお願いいたします。

教育総務課長 それでは、議案第61号、福生市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例に対する意見聴取について、提案理由並びに内容について御説明を申し上げます。

資料の39ページをお願いいたします。提案理由でございますが、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規定を整備し、本条例を制定することについて市長から41ページから51ページの資料のとおり、意見を求められましたので、本議案を提出するものでございます。

説明は、別冊の資料35ページをご覧くださいたく存じます。本条例の趣旨でございますが、本市における会計年度任用職員は、常勤職員よりも勤務時間が短い、いわゆるパートタイム会計年度任用職員となり、報酬の額などに関して必要な事項を条例にて規定するものでございます。

それでは、条例の主な内容につきまして御説明をいたします。こちらにつきましては、本編の資料にお戻りいただきまして、44ページをお願いしたいと存じます。第1条では、条例の趣旨として、地方自治法の規定に基づき会計年度任用職員の報酬額等に関し、必要な事項を定める旨を定義してございます。

第2条は、報酬の種類を定義しておりまして、基本報酬と超過勤務等に

かかわる報酬を定めております。

第3条では、基本報酬の額を日額、月額または時間額で定めることとし、別表において上限額を規定し、具体的な額については施行規則で定めようとするものでございます。

第4条から45ページの第6条では、超過勤務、休暇、休日勤務、夜間勤務に関する報酬について規定をしております。福生市の一般職の職員の給与に関する条例の規定を準用することとしております。

46ページをお願いいたします。第7条、報酬の減額、第8条、勤務1時間当たりの報酬額及び第9条、報酬の支給につきましても、一般職の職員の給与に関する条例に準じて規定をしているところでございます。

47ページの第10条及び第11条は、通勤にかかわる費用弁償と公務にかかわる旅費の支給についてを規定しており、一般職員と同様の規定をするため、一般職の職員の給与に関する条例等により規定をしております。

49ページをお願いいたします。第12条は、期末手当についてでございます。任期が6カ月以上の会計年度任用職員に支給することとし、その他必要事項について記載のとおり規定をしております。

次に、50ページの別表でございますが、第3条で規定をしております基本報酬額の上限額でございますが、この金額については東京都の金額に準拠しております。他市においてもほとんどの市でこの金額を上限額に定めているものでございます。

最後に、附則といたしまして、この条例は令和2年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上、議案第61号、福生市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例に対する意見聴取についての説明とさせていただきます。御審議をいただきまして、原案のとおり御同意いただきますようお願い申し上げます。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。これもよろしいですか。

特にないようでございますので、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第61号は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第61号は原案のとおり同意することといたします。

次に、日程第9、議案第62号、令和元年度福生市一般会計補正予算（第6号）の原案中教育に関する部分に対する意見聴取についてを議題といたします。

教育総務課長より内容の説明をお願いいたします。

教育総務課長 それでは、議案第62号、令和元年度福生市一般会計補正予算（第6号）の原案中教育に関する部分に対する意見聴取につきまして、提案理由並びに内容について御説明を申し上げます。

提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づきまして、市長から別紙写しのとおり意見を求められましたので、本議案を提出するものでございます。53ページから67ページが市長からの意見聴取の写しの資料でございます。

それでは、補正予算の内容につきまして御説明を申し上げます。57ページをお願いいたします。令和元年度福生市一般会計補正予算（第6号）の第1条のとおり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億1,484万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ259億1,917万1,000円とするものでございます。

それでは、教育に関する部分の補正につきまして御説明を申し上げます。59ページをお願いいたします。まず、債務負担行為でございます。追加のうち、学校給食調理等業務委託は、期間は令和2年度までで、限度額が2億1,879万円でございます。現在直営で行っている給食調理業務及び防災食育センター施設管理業務を委託へと変更するものでございます。

次のふっさっ子グローバルヴィレッジ実施委託の廃止は、東京オリンピックの開催に伴い、会場や宿泊施設、交通手段の確保が困難なため、令和2年度は事業を休止とするものでございます。

次に、歳出でございます。62ページをお願いいたします。第9款教育費、第1項教育総務費、第1目教育総務費のうち説明欄2の教育総務事務は、教育振興基本計画策定支援委託料の契約額確定などに伴う162万5,000円の減額補正でございます。

63ページをお願いいたします。第9款教育費、第3項中学校費、第2目教育振興支援費のうち説明欄1の中学校教育環境整備支援事業は、電算機借り上げ料の契約額確定に伴う167万2,000円の減額補正でございます。

64ページをお願いいたします。第9款教育費、第4項学校給食費、第1目学校給食費のうち説明欄3の給食費事務の公金システム改良負担金247万5,000円は、学校給与日の公会計化に伴い、指定金融機関のシステム改

良にかかわる費用でございます。

以上、議案第62号、令和元年度福生市一般会計補正予算（第6号）の原案中教育に関する部分に対する意見聴取についての説明とさせていただきます。御審議をいただき、原案のとおり御同意くださいますようお願い申し上げます。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑等ございましたらお願いいたします。
減額補正と先ほど説明しました給食の委託の関係でございますが、いかがでございますか。よろしいですか。
それでは、ないようでございますので、質疑を終わります。
お諮りいたします。議案第62号は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

教 育 長 異議なしと認めます。
よって、議案第62号は原案のとおり同意することといたします。
次に、日程第10、議案第63号、福生第三小学校防音機能復旧（復機）工事（空調設備）請負契約に対する意見聴取についてを議題といたします。
教育総務課長より内容の説明をお願いします。

教育総務課長 それでは、議案第63号、福生第三小学校防音機能復旧（復機）工事（空調設備）請負契約に対する意見聴取について、提案理由並びに内容について御説明を申し上げます。

69ページをお願いいたします。提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から71ページから75ページの資料のとおり意見を求められましたので、本議案を提出するものでございます。

本日議場に御配付してございます差し替え資料にて御説明をいたします。こちらの目次の資料の73ページをお願いしたく存じます。1の契約の目的は、福生第三小学校防音機能復旧（復機）工事（空調設備）でございます。2の契約の方法は、予定価格が5,000万円を超えることから、制限つき一般競争入札となります。3の契約金額は1億8,040万円、4の工期は契約締結日の翌日から令和2年11月30日まで、5の契約の相手方は太平・八重洲特定建設工事共同企業体でございます。

次に、工事の概要でございますが、75ページをごらんください。4の工事内容でございます。今回の工事は、福生第三小学校の教室内の空調設備の更新でございまして、室内、室外機の設置やダクトや配管の工事などで

ございます。

以上、議案第63号、福生第三小学校防音機能復旧（復機）工事（空調設備）請負契約に対する意見聴取についての説明をさせていただきます。御審議をいただき、原案のとおり御同意くださいますようお願い申し上げます。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑等ございましたらお願いいたします。

坂 本 委 員 この工事の契約の締結日というのはいつぐらいを想定しているのでしょうか。

教育総務課長 こちらの締結日の予定でございますが、議会の議決後の12月23日を予定してございます。

以上でございます。

坂 本 委 員 そのほかの暖房は大丈夫ですか。工事を始めるのはいつぐらいになるのでしょうか。

教育総務課長 債務負担による工事でございますので、今回、工事の建設業者を決定いたしまして、工事は来年の夏に完成する予定でございます。現在も暖房は使える状態でございます。

以上でございます。

教 育 長 工事は夏ということで、今度個別空調になるということでございます。順次行っており、計画的に進めておる工程でございます。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第63号は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第63号は原案のとおり同意することといたします。

次に、日程第11、議案第64号、専決処分の承認を求めることについて（令和元年度福生市一般会計補正予算（第5号））の意見聴取についてを議題といたします。

教育総務課長より内容の説明をお願いいたします。

教育総務課長 それでは、議案第64号、専決処分の承認を求めることについて（令和元年度福生市一般会計補正予算（第5号））の意見聴取について、提案理由並びに内容について御説明を申し上げます。

資料77ページをお願いいたします。提案理由でございますが、地方自治法第179条第1項の規定により、令和元年度福生市一般会計補正予算（第

5号)を専決処分したことについて、市長から別紙写しのとおり意見を求められましたので、本議案を提出するものでございます。79ページから87ページが市長からの意見聴取の写しの資料でございます。今回専決処分を実施した補正予算第5号でございますが、台風19号の上陸に伴い被害を受けた公園などの復旧を実施するに当たり、国の災害復旧事業の適用を受けるため、早急な対応が必要だったため専決処分としたことから、今回議会の承認を求めるものでございます。

それでは、予算のうち教育に関する部分について御説明を申し上げます。87ページをお願いいたします。第13款災害復旧費、第1項公共施設災害復旧費、第2目教育施設災害復旧費、説明欄1の保健体育施設災害復旧費224万7,000円は、中央公園及び南公園にございますテニスコートや野球場など、屋外体育施設復旧にかかわる実施設計委託料でございます。

以上、議案第64号、専決処分の承認を求めることについての意見聴取についての説明とさせていただきます。御審議をいただき、原案のとおり御同意くださいますようお願い申し上げます。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑等ありましたらお願いいたします。

台風関連の原状復帰ということで、国のさまざまな予算等の認定のプロセスから専決をせざるを得ないという状況で進めたことでございますが、よろしいでしょうか。

それでは、お諮りをいたします。議案第64号は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第64号は原案のとおり同意することといたします。

次に、日程第12、議案第65号、福生市立学校非常勤職員規則の一部改正についてを議題といたします。

教育支援課長より内容の説明をお願いいたします。

教育支援課長 日程第12、議案第65号、福生市立学校非常勤職員規則の一部改正について、御説明させていただきます。

まず、資料の89ページをご覧ください。初めに、提案理由でございますが、成年被後見人制度の利用の促進に関する法律に基づく措置といたしまして、欠格条項に関する規定を整備するために、本規則の一部改正するものでございます。

改正内容についてでございますが、92ページ、新旧対照表をお願いいた

します。福生市立学校非常勤職員の欠格条項から成年被後見人または被保佐人を削除するものでございます。そのほかにつきましては、項の繰り上げや用語の整理となります。

この規則の施行日につきましては、公布の日からでございます。

説明のほうは以上とさせていただきます。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑等ございましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

ないようでございますので、お諮りいたします。議案第65号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第65号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第13、議案第66号、福生市教育振興基本計画 第2次の策定に伴う福生市生涯学習推進計画の廃止についてを議題といたします。

生涯学習推進課長より内容の説明を願います。

生涯学習推進課長 それでは、日程第13、議案第66号、福生市教育振興基本計画 第2次の策定に伴う福生市生涯学習推進計画の廃止について、御説明申し上げます。

資料95ページをご覧ください。まず、提案理由でございますが、後ほど御説明いたします令和2年4月からを計画期間とする福生市教育振興基本計画第2次の策定に際して、福生市生涯学習推進計画と統合を図ったため、生涯学習推進計画の計画期間を1年前倒しとし、廃止することについて本議案を提出するものでございます。

恐れ入ります、資料の97ページをご覧ください。まず、生涯学習推進計画の概要について御説明申し上げます。1の計画期間でございますが、生涯学習推進計画は平成9年に策定され、現在2期目の計画で、令和2年度が最終年度となっております。

3の教育振興基本計画との統合に至った経緯をごらんください。(1)の生涯学習推進計画の課題でございますが、生涯学習推進計画は教育振興基本計画よりも1年早く策定されており、上位計画である教育振興基本計画との整合性等が課題となっております。(2)に記載のとおり、統合により教育委員会内での計画が一本化され、わかりやすくなる等の効果が期待されることから、今回の教育振興計画第2次の策定に合わせ、計画を統合する方向で対応の調整を行ってまいりました。

4、今後の予定をごらんください。今年度は現行の生涯学習推進計画に基づき、目標を設定し、事業を実施しておりますので、令和2年8月ごろに開催する生涯学習事業推進会議において、その内容について評価、総括した後、計画の廃止に伴い生涯学習事業推進会議設置要綱も廃止したいと考えております。

私からの説明は以上でございます。御審議を賜り原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。後ほど教育振興基本計画が出てまいります、生涯学習推進計画も一本化するということでございまして、よろしいですか。よろしくお願いいたします。

お諮りいたします。議案第66号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第66号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第14、報告第29号、平成31年度全国学力・学習状況調査結果リーフレットについてを議題といたします。

指導主事より内容の説明願います。

指 導 主 事 日程第14、報告第29号、平成31年度全国学力・学習状況調査教職員リーフレットについて御報告いたします。

別添、報告第29号資料をお願いいたします。本年4月18日に小学校第6学年及び中学校第3学年で実施いたしました全国学力・学習状況調査の結果が7月末に公表されました。本市の結果を分析し、リーフレットの形にまとめましたので、本資料をもとに説明をさせていただきます。

1ページに各教科の平均正答率を掲載しております。昨年度までは各教科の全国平均との比較の推移を示した表をつけておりましたが、今年度から調査問題の形式が変更となり、経年変化をつけることができなくなったので、本年度版には調査の主な変更点と本リーフレットの活用の仕方等を掲載いたしました。

次のページ以降は、教科ごとの詳細について掲載をしました。2ページ、3ページをお願いいたします。見開き左側には、調査結果の詳細を、左下と右側には課題として捉えた問題を掲載しています。同様に、次のページ以降には中学校国語、小学校算数、中学校数学、中学校英語の順番で掲載

しています。このような課題を踏まえ、各学校の課題を改めて見直し、授業改善のポイントとして本リーフレットの活用を指導してまいります。

また、12ページから14ページまでは質問紙調査結果の一部を掲載しました。12ページですが、本年度は始めて英語の調査が入りましたので、その成果についてまとめました。中学校英語に関する全国及び東京都の比較について、まずは英語学習に対する生徒の意識ですが、本市の生徒は全国や東京都の生徒よりも英語の勉強を大切だと思っていると回答している生徒が多いことがわかります。また、スピーチやプレゼンテーション、即興で英語を使って伝え合うといった英語でコミュニケーションを図る学習を受けてきたと実感している生徒も全国や東京都より多いことがわかります。本市がこれまで重点的に取り組んできた英語教育の施策の成果がしっかりと出ていました。

13ページをお願いします。13ページでは、家庭での過ごし方や生活習慣についてまとめました。家庭での望ましい過ごし方や生活習慣を身につけることが学力の向上に効果的に結びついていることがわかります。この結果については、家庭と連携した教育を推進するためにも、家庭に適切に伝えることが必要であると考えています。そこで、今年度はこの13ページの資料を一部家庭向けに編集したものを作成し、12月の保護者会資料の一つとして活用できるように、市内全学校に配布することを予定しています。

14ページをごらんください。学習経験と学力の相関について調べるために、3つの質問紙の結果をピックアップしました。その結果、新学習指導要領のポイントである主体的、対話的で深い学びの学習経験を実感している児童・生徒ほど学力が高いことがわかります。来年度からは、小学校では新学習指導要領が全面実施され、中学校では最後の移行期間を迎えます。先生方にとって授業改善の取組は喫緊課題となっております。授業改善に向けての本リーフレットの具体的な活用法につきましては、校長会や各種委員会等で積極的に周知し、活用を促します。市内の全教員が本リーフレットを読むことで、まずは自己の指導観を見直し、児童・生徒一人一人の課題や実態を適切に把握し、その上で全児童・生徒の確かな学力の定着に向けて主体的に授業改善に取り組む姿を期待します。教育指導課も、本リーフレットの指導のポイントを踏まえながら、先生方の授業に対する指導、助言を積極的に行っていきます。

報告は以上です。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑等ありましたらお願いいたします。

新藤委員 いかがでございましょうか。御意見ありませんか。よろしいでしょうか。すみません、要望ということで、今この家庭の過ごし方について、保護者向けにというお話が出ていますが、是非ともつくっていただいて、各学校の管理職にそのポイント、伝えるべき点を一定程度御指導いただいて、どの学校でもこれが最低限は同じように活用して、生きていくような御指導をお願いしたいと思います。

教育長 そのようにいたします。
ほかにございますか。よろしいでしょうか。
それでは、ないようでございますので、質疑を終わります。
お諮りいたします。報告第29号は報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)
教育長 異議なしと認めます。
よって、報告第29号は報告のとおり承認することといたします。
次に、日程第16、協議事項2、福生市教育振興基本計画 第2次(案)についてを議題といたします。

教育総務課長より内容説明をお願いいたします。
教育総務課長 それでは、協議事項の2、福生市教育振興基本計画 第2次(案)について、御説明をさせていただきます。

105ページをお願いいたします。提案理由でございますが、令和元年度をもって現行の福生市教育振興基本計画の計画期間満了を迎えるに当たりまして、新たに福生市教育振興基本計画第2次(案)を定める必要がありますことから、御協議させていただくものでございます。当日の配布いたしました資料をお願いいたします。資料はA3の概要版と本編の資料を御配布させていただいておりますが、概要版にて説明をさせていただきます。

概要版資料をごらんください。まず左上の1、計画の基本的な考え方でございます。本計画は、教育基本法第17条第2項に規定する地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画と位置づけるもので、令和2年度から10年間で福生市教育委員会が目指す教育目標と基本計画を掲げ、その実現に向けて令和2年度から令和6年度までの前期5年間で取り組むべき主な施策を示すものでございます。本編では第1章の1ページから3ページに掲載をしております。

第2の計画策定の背景では、教育を取り巻く社会情勢や毎年度実施しております外部有識者からの御意見、基本方針に基づく実施事業の精査を行

うなどいたしまして、方針ごとに現状と課題の整理をしたところがございます。本編では第2章の4ページから11ページに記載をしてございます。

こうした内容を踏まえまして、3の目指すべき方向として教育目標及び教育方針の見直しを行いました。まず、教育目標では前段として人を育み夢を育む未来につながるまち福生の実現は、新たに作成されます福生市総合計画の基本構想に基づくものでございます。目指すべき教育の姿につきましては、大きく構成を変えることなく、現行目標の大きな3つの柱である子どもたちの生きる力の育み、生涯学習の振興、地域全体での教育の向上を踏襲しているところがございますが、一部文言を追記等しております。特に社会の持続的な発展に貢献できる人間については、今後の社会情勢の変化に対応し、貢献し得る人間の育成を推進することが今後重要であると考え、新たに設定したものでございます。本編では第2章の12ページから13ページに記載をしてございます。この教育目標推進のため、新たに計画におきまして4つの基本方針を設定し、この基本方針をもとにさまざまな施策を展開してまいります。

概要の裏面をごらんください。第2次となります教育振興基本計画の体系図でございます。先ほど御説明いたしました教育目標を推進するため、4つの基本方針と10の方向性、その方向性を推進する事業ごとに体系化をしてございます。まず、基本方針1では、子どもたちの生きる力の育成と個を伸ばす教育の充実として、子ども一人一人の個性や能力を育むことに着目しており、基本方針1を推進するための施策展開として4つの方向性を掲げてございます。1の確かな学力の向上と学びの基礎・基本の定着では、新しい時代に求められる資質、能力の育成と就学前教育と小学校教育との接続を、2の豊かな心と健やかな体を育む教育の推進では、人権教育の充実や体力向上の推進など3項目を、3の一人一人のニーズに応じた教育機会の提供では、特別支援教育の充実や不登校児童・生徒への取組、教育相談の充実を、4の社会の持続的な発展に貢献する力の育成では、理数教育やプログラミング教育などによるICT教育の推進、情報活用能力の育成や英語教育の推進などによるグローバルに活躍する人材の育成、体験活動やキャリア教育の推進を挙げてございます。本編では15ページから27ページに掲載をしてございます。

次に、基本方針2では、教育施策推進のための環境整備として、教育施策を推進するためのさまざま環境整備について着目しておりまして、基本方針2を推進するための施策展開として2つの方向性を掲げてございます。

1のよりよい学校づくりの推進では、働き方改革などによる持続可能な学校の組織運営の推進や教員研修などによる教師力の教科など3項目を、2の安全・安心で質の高い教育環境の整備、充実では、ハード面などの安全・安心な施設環境の整備、充実や学校図書の活用などによる学校環境の整備、充実など3項目を挙げております。本編では28ページから34ページに記載をしてございます。

次に、基本方針3では、生涯を通じた学びによる豊かな地域づくり、人づくりとして、社会教育にかかわる事業等について整備をしてございまして、基本方針3を推進するための施策展開として2つの方向性を掲げております。1の生涯学び、活躍できる環境整備の推進では、社会教育関係課の主催事業を通じた誰もが生涯を通じ学ぶことができる機会の充実やボランティアなどの学びを地域の発展に生かすことができる環境の整備など4項目を、2の歴史遺産の保全と文化スポーツの振興では、文化財事業などを通じた歴史文化遺産の保全と継承やライフステージにおいたスポーツ活動の推進など3項目を挙げております。本編では35ページから40ページに掲載をしております。

次に、基本方針4では、地域社会総がかりでの教育推進として、教育目標にも掲げております家庭、地域、学校の3者が互いに連携し、地域全体で教育力の向上を目指すことといたしまして、施策展開として2つの方向性を掲げてございます。1の家庭、地域、学校が連携協働する教育活動の充実では、ふっさっ子の広場事業を初めとする放課後児童対策の充実や通学路の見守りなどの子どもの安全を守る環境づくりの推進など4項目を挙げております。2の子どもを支え伸ばす教育活動の推進では、ふっさっ子グローバルヴィレッジや子ども体験塾などを通じた体験、交流の場の充実や、関係機関との連携の強化を挙げてございます。本編では41ページから46ページに掲載をしております。また、各基本方針の方針ごとに成果指標を設定してございまして、内容は表に記載のとおりでございます。なお、本編の図表や指標としているデータについては、最新のものに変更を行う場合がございます。

今後の予定でございますが、本日の定例会後、11月26日の庁議を経まして、12月議会にて各議員へ計画案の説明を行います。その後、令和2年1月7日の火曜日から21日火曜日まで、市民に対するパブリックコメントを実施する予定でございまして、意見聴取の後、最終的には3月に完成版をお示しする予定でございます。

説明は以上でございます。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

いかがでございますか。前もって現行案を見ていただいていたかと思いますが、大変重要な計画でございますので、今後のスケジュール等も今課長のほうから説明したとおりでございます。教育委員会のさまざまなこれまでの御意見あるいは教育委員会学校訪問等を踏まえまして、それぞれに反映した内容にはなっているのかなと思いますが、非常に大事なところでございますので、もし御意見があればお願いしたいと思っております。いかがでしょうか。

今回、御意見、御指導いただいております指標についてですが、事務局としてもかなり悩んだところでございまして、他の自治体等々の計画を参考にしつつ、本市として指標として上げられるべきものを各課で検討し、こちらにお出ししているということでございまして、このことは相当時間を割いたかなと思っておりますが、御意見や御指導等ありましたら、お願いいたします。

新 藤 委 員 ここの指標の中に就学支援シートの提出率という指標が出ています。これは本当に重要な指標になるものだと思って、大きな本市の課題にしてきたところだと思うのです。ただ、これ一定程度の仕組みを変えないと、このままだ指標に挙げて呼びかけていたという形では、これは指標としての適正にならないのかなと思うのです。すなわち啓発活動ぐらいになってくるのかもしれませんが、そうした形で指標に挙げるということであると、指標として難しいのかなと思うのです。だから、どういう枠組みの中で、今後この指標として考えているのかというあたりがもし見えているところがあればお聞きしたいと思います。

教 育 長 いかがですか。これ実は私からお答えさせていただきますけれども、本当に悩んだところなんです。ただ、それぞれの課でやっぱり最低1つは指標となるようにしたところなんです。さまざまな事業や予算等を計上しておりますし、さまざまな事業も展開をいたしております。したがって、最低1つは課で何か指標になるものが欲しいなというところで、この就学支援シートの提出率、他の自治体等もいろいろ研究しました。結果、これが一番妥当なのかなと思ったところではあります。確かに、これは本市の実情から見ればという数値になっているのです。

ただ、私どもは今、担当部署間の連携、つまり子育て包括支援センターの就学前の段階ともかなり連携をいたしております。かなり保護者の認

識も高まってはきてはいるのですけれども、なかなかこれはやはり支援シート
の提出というところまでは至らないケースもありますし、実際に国が
言っている集団の6%程度には、その必要がある、教育をしていく必要が
あるというところではよく言われておまして、そういった部分で私ども
は非常に迷ったところではありますが、現状等見ながら考えると、目標値、
これ一応5年かけてということになりますので、5年後の目標値というこ
とになろうかと思いますが、いずれにしましても委員の御指摘のような仕
組みと申しますか、今後そういった部分についても検討はしていかなけれ
ばいけないと思っております。

いずれにしても、この支援シート自体は大変重要な、必要なものでござ
いますので、その辺でというところで繰り返しますけれども、他の自治体
もやっぱりこういった指標を挙げておりましたので、確かに重要なことで
あるから、保護者の理解とともに、やっぱりこれは目標に挙げて私が実行
できるように、委員御指摘のように、そのためには仕組みを変える必要が
あればそれも必要でしょうし、5年後を見据えて掲げたものでありますが、
事務局から何かありますか、それでいいですか。

新藤委員、よろしいですか。もし御意見があれば、どうぞ。

新藤委員

ただ、本当にこれは重要なことなので、例えばもう今からそれこそ七、
八年前にこれを強制とは言えないけれども、全部に配布するという市もあ
るのです。その中で提出をということであるなら、1つの指標になると思
うのですが、今みたいにただ啓発だけをして、必要なら取りに来てくださ
いとか、あるいは保育園に置いておいてということになると、指標として
位置づけるにはやはり厳しいのかなと思います。位置づけを変えるのであ
れば、それに方策が伴うわけですが、そのあたりがもう少し明確にならな
いと、指標そのものとして問われるかなと思いますので、その点もどうぞ
よろしくお願いいたします。

教 育 長

ありがとうございます。私がお答えしますと、その辺も含めまして、今
後そのやり方、今おっしゃいましたような他の自治体の例をお出しいた
だきましたけれども、そういったことも1つの手かなと思いますし、いづれ
にしても正しい理解がきちんと浸透していくような形で、やはりこの浸透
自体にはかなり重要性を持っておりますので、この目標とさせていただきます
たい。というのは、他の自治体なんかを見ても、やはり件数も多い
ので、相談件数とかかかった件数とか、件数でいきますとやはり児童・生
徒数の推移というのかなり影響が出てきますので、なかなか目標値にし

づらい。それを率にしても同じことがちょっと言えるなという状況がさまざま担当課とも私とミーティングする中でそういったことがございまして、就学支援シートが最も重要なものであるからというところで、その仕組みについてはまた今後考え直して行くべき点は改めていきたいと思っておりますので、御指導方また引き続きお願い申し上げたいと思っております。

ひとまずこれでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

ほかにございますか。

それでは、お諮りをいたします。協議事項2ということでございましたけれども、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、協議事項2は原案のとおり決することといたします。

次に、日程第17、その他報告事項について説明願います。

その他報告事項1、令和元年度社会教育施設の年末年始の休業について、教育部長より報告願います。

教 育 部 長 私からは、1点目の報告、令和元年度社会教育施設の年末年始の休業について報告をさせていただきます。

資料は111ページをお願いいたします。こちらにつきましては、扱いとしては例年どおりでございます。休業期間は令和元年12月29日日曜日から令和2年1月3日金曜日まででございます。1月4日からは時間短縮等なく、平常どおり業務を再開するものでございます。なお、下段にあります多摩川中央公園グラウンドを初め、南公園、市営競技場のグラウンド・テニスコートは、ここに斜線が引いてありますが、先ほど専決処分報告にもございましたが、現在復旧に向けて関係部署と連携を図りながら再開に向けております。この再開の時期が目途が立ちましたら、また御報告をさせていただきます。また、本庁部局につきましては12月27日まで業務を行いまして、年始は1月6日からの平常どおりの実施といたします。

以上でございます。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑等ございましたらお願いいたします。

これはよろしいでしょうか。例年このように報告させていただいております。よろしく願い申し上げます。

次に、その他報告事項2ということで、第2回福生市学校保健会講演会について、教育支援課長より内容説明をお願いいたします。

教育支援課長 それでは、その他報告事項2点目になります。学校保健会講演会につい

ての御案内をさせていただきます。

資料は113ページになります。福生市学校保健会講演会を令和2年1月18日の土曜日午後2時から市役所の第一棟2階会議室で開催いたします。今回御講演いただくのは、中部大学生命健康科学研究所特任教授の宮崎総一郎氏にお越しいただきまして、「子どもを伸ばす睡眠指導」を演題に学業、スポーツ能力向上に役立つ睡眠学についてお話をいただきます。教育委員の皆様方には、大変お忙しいこととは存じますが、お時間がございましたらぜひ御出席を賜りますようよろしく願いいたします。

以上でございます。

教 育 長 説明は以上でございますが、これもよろしゅうございますか。

それでは、事務局からのその他報告は以上でございますが、委員の皆様から何かございましたらお願いいたします。ちょっと時間も押しておりますのでよろしいでしょうか。

それでは、その他を終わりたいと存じます。

ここで先ほど日程についてお諮りいたしました日程第15、議案第30号、令和2年度福生市立学校教育委員会管理職の配置構想案について、公開しない会議といたしましたので、これからは公開しない会議となります。関係者以外の方は退席をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

(非公開会議)